

Q 1年変形制で、繁忙期に1日9時間・週6日の設定可能ですか

A 1年単位の変形労働時間制は、対象期間の平均所定労働時間を週40時間以下とすることを要件に、特定の日、特定の週について法定労働時間を超えて所定労働時間を設定することを認める制度です。

この制度を実施する場合には、設定できる所定労働時間数に制限があるほか、対象期間が3ヵ月を超える場合には、対象期間内に設定できる労働日数や連続して働かせることのできる日数にも制限が設けられているなど、労働時間や労働日の設定・運用に関し、様々な制限が課されています。

設定できる所定労働時間数は、1日については10時間、1週では52時間までとされています。

例えば、設定する所定労働時間を、繁忙期に1日9時間、週6日勤務とすると、週の所定労働時間が54時間となり、限度時間を超えてしまいますから繁忙期の1日の所定労働時間を短くするか、週の所定労働日数を減らすことが必要です。

さらに、対象期間（変形期間）が1年間の場合には、週48時間を超える所定労働時間を設定することのできる回数などにも上限があります。

具体的には、

- ①対象期間中に連続して週48時間を超える所定労働時間を設定するのは3週以内とすること
  - ②対象期間の初日から3ヵ月ごとに区切った各期間内に週48時間を超える所定労働時間を設定した週の初日の数を3以内とすること
- の両方を満たす範囲でのみ週48時間を超える所定労働時間を設定することができます。

4月を起算日とする1年間の変形制ならば、まず、全期間を通じて週52時間の所定労働時間を設定する週について、連続して設定するのは3週以内としなければなりません。

次に、対象期間の初日から3ヵ月ごとに区切った各期間（第1期間＝4月1日～6月30日、第2期間＝7月1日～9月30日、第3期間＝10月1日～12月31日、第4期間＝1月1日～3月31日）において、週48時間を超えて所定労働時間を設定する週の初日の数をそれぞれ3以内に収めることも必要です。